

持続可能な発展と幸福の経済学

植田 和弘

京都大学大学院経済学研究科教授

はじめに

成長の限界が現実に意識されるようになり、成熟社会化が進行する中で、経済学や公共政策においても新しいパラダイムが求められている。経済成長を常に善であるとしてきた経済学の常識や豊かさとは何か¹が問い合わせられている。それはさまざまな角度からなされているけれども、ここでは近年活発に議論されている以下の2つの議論に注目したい。1つは、持続可能な発展という考え方の具体化という着眼であり、もう1つは、幸福の経済学における最近の研究成果である。

本文では、これら2つの議論をそれぞれ紹介しつつ、両者の関係について検討し、政策化する上での課題について考えてみたい。

うえた かずひろ

大阪大学大学院博士課程修了。経済学博士・工学博士。専門分野は、環境経済学。京都大学経済研究所助手、助教授をへて現職。総合資源エネルギー調査会総合部会委員。調達価格等算定委員会委員長。
著書に、『国民のためのエネルギー原論』(共編著、2011年、日本経済新聞出版社)、『持続可能な発展』(共編著、2006年、有斐閣)、CDM and Sustainable Development in China from Japanese Perspective, editor, 2012, Hong Kong University Press.など。

幸福の経済学

幸福が本格的に経済学の対象と考えられるようになったのは比較的最近のことである。幸福は、長い間哲学の中心的なテーマであったし、実証研究も心理学、政治学、社会学などの方法で進められてきた。また、幸福はきわめて個人的なかつ主観的なことであって、政策の直接的な対象とされることはないかったし、対象にすべきとも考えられていなかった。

ここにきてなぜ幸福の経済学がさかんになり、内閣府が幸福度という指標をつくり政策化しようとしているのだろうか。しかも、幸福に対する注目は日本だけの現象ではない。国王夫妻の来日によって日本においても一層注目されることになったが、ブータンではGNH (Gross National Happiness、国民総幸福)²を高めることが国はの1つとして位置づけられている。ブータンが追求しようとしているのは、GDPを伸ばすことではなくGNHを高めることなのである。ここでは、人間の幸福が一種の政策目標と考えられている。

幸福は所得などの経済変数だけで判定することはできない。このことは自明ともいってよく、経済学研究者の間では共通の了解事項であろう。そもそも、伝統的な経済学の教科書には幸福という言葉はまったくといってよいくらい出てこない。つまり、幸福研究において、ながらく経済学からの貢献は無きに等しかったのである。

幸福を直接意識した経済学研究が始まるのは、経済成長が一定程度実現した国々において古典的な貧困とは異なる問題が生じたことに由来するように思われる。ここで、古典的な貧困とは、さしあたり経済成長によって所得を向上させれば解決することができる貧困である。それに対して、経済成長に伴って新たに解決すべき問題が生じてきたのである。

R.イースターリン³は、「所得と幸福の基本的な関係は、比較する対象が国であれ時代であれ、あるいは個人同士であれ、無条件に成立する」という伝統的な経済学の主張には根拠がないとし、「長期的に見れば、国民一人当たりの所得が上昇しても、個人の幸福は増大しない」ことを実証的に示した。この事実は、経済学の伝統的考え方とは矛盾する。しかし、心理学等で得られている知見を活用すれば、十分に説明可能である。所得の上昇にあわせて野心レベルも上昇すると想定すればよいし、また、個人は自分の所得水準を、適当な他者——例えば同世代の人や同一職種の人——の所得と比較して評価しているのであって、所得の絶対額を重んじているのではないとすれば理解できる。

また、T.シトフスキー⁴は『人間の喜びと経済的価値』のなかで、邦訳の副題が「経済学と心理学の接点を求めて」となっているように、心理学の枠組みを活用して、人間行動に関する経済学の通説的理解や福祉概念を根本から再検討している。成熟社会においては、人間行動が物的欲求の充足から刺激すなむち快楽の追求に重点が移るとし、その過剰も過小も豊かさの中の心の貧困を引き起こすと考えた。

幸福と経済の関係を問うたこれらの先駆的な問題提起はあるものの、経済学は幸福研究において後発であったと言わざるを得ない。ところが、最近翻訳された『幸福度をはかる経済学』の著者B.S.フライ⁵によれば、経済学が心理学との結びつきを強めることによって、1990年代後半以降から幸福の決定要因を特定化する本格的な実証研究が展開され、幸福の経済学に多くの成果が挙げられているという。

幸福の経済学の着眼点はどこにあるのか、そして

何をどこまで明らかにしてきたのか。幸福の経済学を世界的に主導してきたB.S.フライは、前掲書の中で、幸福の経済学の特徴と意義を明らかにし、到達点と課題を包括的に整理している。原著の副題が“A Revolution in Economics”となっていることからも、幸福の経済学には経済学を革新する内容が含まれていると考えていることがわかり、幸福の経済学に懸ける意気込みが窺える。この著作の内容を紹介することで、幸福の経済学の到達点を確認しておこう⁶。

幸福度研究によれば、所得、失業、インフレ、格差など伝統的に経済学が扱ってきた変数と幸福度との間に興味深い関係があることが明らかになっている。例えば、所得が高い人は幸福度も高くなるが、所得の絶対的な水準ではなく相対的な水準が重要である。所得が上昇すると野心も上方へ調整されるためで、長期間でみると、所得が増大しても幸福度への影響はきわめて限定的である。これは、イースターリンの指摘を追認したことになろう。

幸福度研究の新しい展開では、経済的要因というよりも、政治経済体制やボランティアなど、社会的・政治的要因の幸福への影響が特定化されている。幸福は、単なる主観ではなくその人が生活する社会のあり方によって大きく左右されるという。住民投票など直接民主制を通じて政治に参加する権利が充実し地方分権化がすすむほど、人々の幸福は増進する。ある所得水準を超えた段階では、もう一単位追加的な所得が得られることからよりも、自らコミットしたいと思うことがあり、政治への参加が改善されることの方が、より多く幸福を増進させることになる。

要するに、幸福度に関する実証研究は、経済的要因に加えて社会関係や自己実現の機会など非物質的要素も幸福に大きな影響を与えることを示している。適切な政治制度と意思決定過程への参加権が重要であるとフライは強調するが、自由時間を増加させる意義も指摘され、日本社会への適用を考える上でも興味深い。この結果は、幸福度と政策の架橋にも示唆を与えている。すなむち、幸福な社会を実現するためには、GDPの増加とは異なる幸福度を基準

にした多面的な政策が必要であるという含意を導くことになる。

以上の政策的含意は、経済理論上の問題提起としても補強されている。すなわち、標準的な経済学では効用の概念は結果志向であるけれども、それとは異なるプロセスの効用という新しい概念が提唱されている。人間は結果だけでなく、むしろ結果に至るまでの条件や過程も評価しており、それが人間の幸福の重要な決定要因だというのである。

持続可能な発展

幸福の経済学とは別の角度からではあるけれども、成長至上主義的考え方とは異なる経済発展のあり方を提示したのが、持続可能な発展論である。

経済成長をほぼ無条件で善と考える単純な定式化はもはや許されない。経済が成長するにつれて、経済成長したことによ伴う新しい問題が顕在化してきたからである⁷。

真っ先に取り上げられるのは、資源・環境制約によって、成長の限界に直面するのではないかという問題である。廃棄物があふれ汚染に苦しむ地球を見るにつけ、現在では地球的規模でこうした認識が広がっている。こうした認識の嚆矢の1つといえるのが、1972年に発表されたローマクラブの『成長の限界』レポート⁸である。レポート出版直後に石油危機が起きたことによって、全世界に大きな衝撃を与えたが、レポートの予測が正確だったわけではない。鉱物資源の枯渇に関してみると、少なくない資源がレポート時点での予測値よりも現在予測されている寿命のほうがむしろ長い。技術進歩や市場の機能が働いた結果であろう。今日の時点でレポートから汲み取るべき示唆は、経済成長が成長の基盤——ローマクラブレポートは資源や環境の制約が決定的に重要だとみていた——を掘り崩しつつあるという視点であろう。

人間社会が築く経済発展は資源・環境制約に適合していかなければならないということを、持続可能性

の原則として定式化したのが、H.デイリーの『持続可能な発展の経済学』⁹である。デイリーは、人間は自然との関係において廃物を自然に排出するとともに、資源を自然から取り入れる主体と考え、その活動が持続可能性の原則を守って実行される場合に、その社会は持続可能な社会であるとした。廃物は環境容量の範囲内で排出されること、再生可能資源は再生可能な範囲で利用されること、再生不能資源はそれを利用することで低下する再生不能資源の劣化分を再生可能資源が補ってくれる範囲内でのみ利用可能であるというのが、デイリーのいう持続可能性の3原則である。

この原則は、人間社会が遵守しなければならない自然の大法則を定式化したものということができる。デイリーの原書が「成長を超えて (Beyond Growth)」となっていることからもわかるように、この原則が破られようとしている（破られている）現代社会の成長至上主義に警鐘を鳴らしているのである。ただ、その側面が重視されるあまり、持続可能性原則に適合する社会経済システムのあり方については、デイリーの議論はそれほど明示的ではない。したがって、デイリーのいう持続可能な発展と幸福との関係を明確にすることは難しいと言わざるを得ない。

持続可能な発展と幸福との関係を明らかにするためには、その前提作業として、経済成長のもう1つの限界に着目しなければならない。デイリーの持続可能性原則が指摘するように、経済成長の限界は資源・環境制約に由来するものであった。これに対して、経済成長のもう1つの限界とは、経済成長が福祉を向上させるとは限らない、人々を幸福にするとは限らない、という問題である。経済成長とはGDPが増加することであるが、そもそもGDPは福祉指標ではないのだから、経済成長が実現したとしても、福祉が向上するとは限らない。

デイリーの持続可能な発展は、資源・環境制約という意味での成長の限界を克服しようとするものであつたが、本来持続可能な発展論はもう1つの成長の限界に対しても代替的な発展のあり方を提示する

ものでなければならない。2つの成長の限界が突きつける問いに答えるためには、経済発展の基盤と経済発展の帰結という経済発展の2つの側面を評価できる発展理論が求められる。ここでは、そのための理論的手段がかりとして、P.ダスグプタの持続可能な発展論¹⁰を基礎におくことにしたい。

ダスグプタは、持続可能な発展を一人当たり福祉(well-being¹¹)の持続的向上と定式化する。しかし、こう定義したとしても、福祉の内容を明確化することなくしては、現実社会の診断や政策の指針づくりに活用することはできない。そこで、ダスグプタは、福祉を、福祉の構成要素(constructs)と福祉の決定要因(determinants)という2つの側面に分けて考察する。そうすることによって、福祉に関する情報量と政策的な操作性が大きく高まる。

福祉の構成要素とは、福祉そのものであり、福祉を決める要素、すなわち幸福か、自由か、健康か…、ということである。人間の諸活動の結果実現された福祉が問われる所以である。経済学的に言えば、経済発展の結果何がどれだけ実現されているか、その帰結に対する評価ということである。それに対して、福祉の決定要因とは、幸福や自由や健康な社会をつくりだすための生産的基盤のことである。ダスグプタによれば、生産的基盤とは資本資産と制度の組み合せからなるが、主たる資本資産としては、人工資本、人的資本、自然資本、知識の4つが取り上げられている。つまり、生産的基盤とは経済発展のための源泉としての資本資産とその配分機構としての制度の組み合わせから成るものであり、まさに経済発展の基盤なのである。

ダスグプタの持続可能な発展論に基づくことによって、福祉の2つの側面を明確にることができ、そうすることで持続可能な発展が提示した世代間衡平の考え方の具体的な内容をより明確で豊富なものにすることができる。すなわち、持続可能な発展とは、一面では、福祉の構成要素が持続的に向上することであり、より幸福で、より自由で、より健康な…社会になることを意味する。この場合には、社会の幸福度や自

由度や健康度、そしてその変化が問題になる。同時に、持続可能な発展とは、福祉の決定要因が持続的に向上することであり、より充実した生産的基盤を持つ社会になることを意味する。この場合には、各種資本資産、そして制度の変化が問題になる。

幸福と持続可能な発展——おわりに代えて

幸福の経済学による研究成果とダスグプタの持続可能な発展論を統合的に理解すると、幸福と持続可能な発展との間にはどのような関係があるといえるだろうか。

まず確認しておかなければならないのは、今までのところ、幸福の経済学の側からは必ずしも持続可能な発展に対する明確な関心はないということである。例えば、先ほど紹介したフライの著作の中には、持続可能な発展に言及した記述はまったくない。それに対して、持続可能な発展論において幸福はいかなる位置づけにあるだろうか。すでにデイリーとダスグプタという代表的論者の持続可能な発展論を検討したことからも明らかなように、持続可能な発展における幸福の位置づけは、持続可能な発展の定義に依存する。

デイリーの持続可能な発展論では、幸福は明確な位置づけを持たない。それに対して、ダスグプタの持続可能な発展論によれば、幸福とは福祉の構成要素として明確な位置が与えられている。持続可能な発展を福祉の持続的向上と定式化すれば、ある経済社会が持続可能であるためには、福祉の構成要素(の変化)が持続的に向上する必要がある。ただ、ここで留意しなければならないことは、幸福だけではなく、自由や健康なども福祉の構成要素として同等の位置づけが与えられていることである。幸福と自由や健康との関係については今後の研究に俟たなければならぬが、幸福と自由や健康とは相互に関係がありつつも、どちらか一方に還元されることは明らかであろう。つまり、幸福な社会を追求することは、福祉の構成要素という観点でみた持続可能な発展を自動

的に保証するものではないのである。

福祉の構成要素は自由、健康、幸福…などであり、まさに全体として生活の質を構成するものであるが、一般に観察することが難しい。幸福の経済学は、幸福の決定要因を定量的に探求する方向で進展してきたが、そこで得られた成果は、幸福と持続可能な発展の関係を考える上でも、示唆的である。例えば、市民的・政治的自由の諸指数が幸福の決定要因として貢献度が大きいことが明らかならば、福祉の構成要素に幸福の測度を直接導入する必要はなく、上記諸指数で代替させることもできるかもしれない。その場合には、もう1つの構成要素である自由との重なりが明らかにされていくことになろう。

幸福と持続可能な発展を架橋するもう1つの着眼点は、制度の役割や機能を明確にすることであろう。ダスグプタ¹²は「構成要素が決定要因からどのようにして決まるのかを理解しなければ、どの制度が人間の利益を最もよく促進できるだろうかということや、また、どの制度がひどいものであると判明しそうだろうかということを知りえないだろう」と述べている。これに対して、フライは、制度を幸福の決定要因の1つと考え、広い意味での資源配分の結果だけでなく、その結果を導く過程や手続き、そしてその制度的基盤のあり様自体が幸福度に影響を及ぼすと考えている。いずれか一方の考え方が正しいというよりも、制度の持つ多面的意義を明確にするべきであろう。

結局、制度はダスグプタのいう福祉の決定要因たる生産的基盤であるとともに、福祉の構成要素である幸福に貢献する制度という二重の性質を持つことになる。制度の改革はこの二重性を踏まえたもので

なければならず、そうすることで幸福な持続可能な発展に近づくことができるるのである。■

《注及び参考文献》

- 1 豊かさをめぐる最近の議論については、雑誌『科学』2013年2月号の特集を参照。
- 2 GNHについて考え活動する場として、日本GNH学会も設立されている。日本GNH学会編集(2013)『GNH研究1 ブータンのGNHに学ぶ』芙蓉書房出版、参照。
- 3 Easterlin,R. (1974) "Does Economic Growth Improve the Human Lot? Some Empirical Evidence", *In Nations and Households in Economic Growth: Essays in Honour of Moses Abramowitz*, ed. P. David and M. Reder, Academic Press.
- 4 T. シトスキ著、斎藤精一郎訳 (1979)『人間の喜びと経済的価値』日本経済新聞社。
- 5 B.S. フライ著、白石小百合訳 (2012)『幸福度をはかる経済学』NTT出版。
- 6 植田和弘 (2012)「書評：幸福度をはかる経済学」『経済セミナー』。
- 7 植田和弘 (2010)「福祉(well-being)と経済成長：持続可能な発展へ」『計画行政』第33巻第2号、pp.3-9。
- 8 D.H. メドウズ他著、大来佐武郎監訳 (1972)『成長の限界』ダイヤモンド社。
- 9 H. デイリー著新田功ほか訳 (2005)『持続可能な発展の経済学』みすず書房。
- 10 P. ダスグプタ著、植田和弘監訳 (2007)『サステナビリティの経済学』岩波書店、同著植田和弘他訳 (2008)『経済学』岩波書店。あわせて、植田和弘 (2013)「豊かさを測る」『科学』2月号、も参照。
- 11 well-beingは安寧、善き生、善き生き方、などさまざまに訳されているが、本稿では福祉と訳することにする。A. セン著、鈴村興太郎訳 (1995)『財と潜在能力』岩波書店、参照。
- 12 ダスグプタ前掲書 (2007)、42ページ。

幸福度研究からみた 持続可能な社会の実現

高橋 義明

JICA 研究所研究員

はじめに

持続可能性と幸福度は今まで別の領域として研究され、接点は少なかった。しかし、共に経済活動中心の国内総生産（GDP）では測れない社会状況や発展段階を示す概念であり、近年、指標化に向けて様々な取組みもなされている。例えば、古い洋服のほつれたところを自分で直して使い続けることはGDPに貢献しない。また祖父母が孫の面倒をみ、その笑顔をみて幸せに感じたとしてもGDPには換算されない。むしろ出来るだけ保育所に預けて保育料を支払うことによってGDPは増える。

国際社会で二つの領域はここ数年、大きく取り扱われている。まず、幸福度は2011年7月にブータンほか68カ国の共同提案で幸福に関する決議が国連で採択された。幸せの追求は人間の基本的目標で

あること、世界共通の目標である幸せの追求はミレニアム開発目標を体現するものであること、国の状況を示す物差しとして重用されてきた国内総生産（GDP）は人びとの幸せを十分に体現していないという認識が示された。この決議によって、加盟国は今後、幸せの追求を捉えることができ、公共政策を検討する際に役立つ指標を開発することなどが求められている¹。持続可能性に関しては、2012年6月に国連持続可能な開発会議（リオ+20会合）が開催された。この会議は、1992年に「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的行動計画である「アジェンダ21」を採択し、気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名された国連環境開発会議（地球サミット）から20年経ったのを記念して開催されたものである。同会議の成果文章「我々が望む未来（The Future We Want）」において、持続可能な開発に向けた政治的関与の重要性が再確認されるとともに持続可能な開発は人間が中心であるとの認識が示され、それを具現化する持続可能開発目標（SDG）指標の検討が決定された。

さらに注目されるのは、両者の文章の中に「幸福」と「持続可能性」が共に触れられており、両者を統合しようとの動きがみられることである。幸福に関する国連決議では、例えば、「持続可能な開発、貧困の削減、全ての人びとの幸福を促進する包摂的、平等でバランスの取れた経済発展は非持続的な生産と消費によって阻害される」と持続可能性と幸福の関

たかはし よしあき

ロンドン大学・サザンブートン大学修士課程修了。修士号（公共政策）、修士号（国際金融市場論）。

OECD科学技術産業局主査、内閣府国民生活局調査室長、内閣官房社会の包摂推進室企画官を経て現職。

著書に、松本恒雄・高橋義明ほか『消費者からみたコンプライアンス経営』商事法務、金子和夫・高橋義明ほか『地域からの日本再生シナリオ（試論）』国立印刷局など。

係性が表現している。一方、リオ+20成果文書では、1)貧困層は生態系だけでなく、精神的幸福にも直接依存している、2)中進国の発展には人びとの幸福の改善が重要である、3)地球の変わりゆく環境と人間の幸福に与える影響について引き続き定期的な評価が必要である、などと幸福の重要性が何度も触れられている²。そしてGDPを補完する指標に関して、国連に対し、作業計画の立ち上げを要請するとともに、その大きな一部として幸福があると捉えられている。

そこで、本稿では持続可能性と関連する幸福度の最新の研究成果を紹介しつつ、両者を統合し、両立させることができかを論じてみたい。

幸福と持続可能性の関係

幸福と持続可能性を検討する上で持続可能性をどのように捉えるかが重要になる。まず、持続可能性を分解して「経済」「社会」「環境」のバランスを取ること（「トリプルボトムライン」）と理解されることが多い。例えば、OECDが2008年にまとめた報告書の中でも「持続可能な開発の中核には、社会、経済、環境という「三本柱」をともに考慮する必要性がある。」と述べられている。そうすると、社会の持続可能性の観点からは個々人の幸福の追求が他の人びと、ひいては社会の幸福に貢献するのかを検討する必要がある（自分の幸せには他人の幸せが重要か、他人の幸せは自分を幸せにするのか）。また、環境との関係では人は幸せを感じる程、環境にやさしい行動をとるのか、環境にやさしい行動を取る人は幸せになるのか、という質問に答える必要がある。

また、持続可能性の概念を最初に示したとされるブルントラント委員会では、その最終報告書の中で「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」を持続可能な開発の大条件としていた。そういう観点では、「将来世代」を考えて行動することが幸福につながるのか、が一つの論題になる。

そのような整理をすると、幸福と持続可能性の関係を「他者と幸福度」、「環境配慮行動と幸福度」、そ

して「将来世代と幸福度」の3つに分け、検討を進めることが望ましい。以下ではその3点から最新の幸福度研究を概観してみたい。

幸福度研究の成果

（1）他者と幸福度

他者と幸福度に関しては、日本と米国の比較研究がある。一つは、増田貴彦氏らの研究によって、真ん中に描かれている人物と周りの仲間の全てが笑っている絵、真ん中に描かれている人物は笑っているものの周りの仲間は悲しい表情をしている絵の2つを見て、日本人は周りの仲間も笑っていないと中心の人物は幸せだとは判断しないのに対して、米国人は周りの仲間が笑っていないとしても真ん中に描かれている人が笑っていれば彼は幸せと判断していることが分かった。また、一言英文氏らの研究によると、「協調的幸福感尺度」という概念で他者の幸福感と自らの幸福感の関係を明らかにしようとしている。自分も他の人も幸せ、日常生活に幸せを感じる、他の人と同じ程度の幸せを感じている、そのような者ほど日常生活を幸せを感じているという。さらに、他者の幸せは自分を幸せにするかという問い合わせに対しては、英国での調査結果によると、幸せな友達に囲まれ、そうした人たちの中心に位置している人ほど将来的に幸せになるという。

他者のために働く利他心と幸福度の関係については、1990年代の米国の研究では必ずしも幸せな人ではないとされた³。しかし、最近の研究ではボランティア活動をする人はしない人よりも人生に満足しているし、一日に他の人のためになる行動を3つするよう依頼された者はその日の終わりに幸せを感じていたという。さらに別の実験でも、同じお金でも自分に使うよりも他の人たちにも同額使う人の方が幸せを感じていた。人間の脳もそのような利他的な行動に反応しているという。

このように最近の研究成果からは、自分の幸せには他者の幸せが重要であるし、他者が幸せだと自分

も幸せになれる等、幸福感には他者との良好な関係が重要な要素となっている。つまり、人は一人で幸せになれないものである。

(2) 環境配慮行動と幸福度

環境配慮行動を行うと幸福になるか、といった研究はまだ多くない。従来の経済学の整理から消費者としての購買行動（「消費」）の最大化こそが「幸福」であるとすると、消費を伴わない節電、リサイクル、使い回しなどの行動は環境にやさしかったとしても幸福に結びつかない。実際、筆者らが2011年3月に実施した若者への意識調査によると、コンセントからプラグなどを抜いて待機電力を抑えることは4割弱（37.2%）が行っておらず、暖房の設定温度の変更や利用の抑制は3割（30.0%）、照明などのこまめな消灯は4分の1（25.7%）が行っていない。その半数以上は「行おうと思っている」、「行った方がよい」と思っているにも関わらず、行動出来ずにいる人たちである。

このような行動の有無はどのように生じているのであろうか。その点は名古屋大学の廣瀬幸雄教授らの研究が示唆に富んでいる。人間の心の中には、環境にやさしい行動をすべきだという意識（「目的指向型決定」）とこのぐらいのことはしなくても誰にも批判されないという意識（「状況依存型決定」）の二つの気持ちが併存しており、後者の気持ちが優位だと実際には行動しない、という考え方を提示した。つまり、こまめな消灯は良い行動で行うべきと心の中では理解していても、他の人がこまめな消灯をしていない、またはこまめな消灯を自分がしなくとも誰もとがめられることはないとすれば、こまめな消灯をしないということを意味する。逆にいって環境配慮行動が社会に幅広く広まるには、こうした行動を個人の価値観にまで高め、心から「喜び」と認識する変化が不可欠と考えることができる。環境にやさしい行動を取ることがカッコ良い、クールである等、社会的な価値判断が180度転換した時に環境配慮行動が真に促進されることになろう。

ただし、このような状況も変化してきているのかもし

れない。例えば、最近の大坂商業大学の調査結果によると環境配慮行動や意識が幸福感と関連していた。特に階層が高い人や経済的に不安が小さい人では相関が強かったという。一方、環境配慮行動でも最も金銭的・時間的負担が大きい公共交通の利用は幸福感と関係がみられなかった。つまり、未だ全ての環境配慮行動が人びとを幸せにするのではなく、依然、自己犠牲の意識を伴うものが存在していることを意味している。そういう意味で社会的価値観の変化が不可欠と言える。

(3) 将来世代と幸福度

前述した通り、持続可能な社会とは将来世代の幸福度を下げない社会と定義しうる。同居家族内で幸福度の相関が高いこと、孫と同居している高齢者の幸福度が高いことなどがこれまでの幸福度研究で明らかになっている。少なくとも自分の子孫との関係性が幸福度を高める。しかし、将来世代に思いを馳せる者が幸福かという調査研究はまだなく、厳密な意味でまだこの世に生まれていない将来世代と幸福度の関係を測ることは難しい。

保守主義の人の方が自由主義の方の人よりも幸福であり、社会での格差が広がっても自分のことは自分で行うべきという保守的な考え方の人の方が幸福感が下がりにくいという分析もある。これらの研究から推測されることは、やはり将来世代まで人びとは思いを馳せることが難しく、逆に思いを馳せない方が幸せなのかもしれないということであろう。そうすると将来世代と現役世代の幸福感を如何にバランスするかは持続可能性と幸福度の関係を考える場合、残された課題と言えよう。

幸福度指標による持続可能性

幸福度研究は人びとの幸福感が何によって規定されているのかを探求する学問だと言える。一方、いわゆる「幸福度指標」も様々なものが存在するが、基本的に幸福度を高めるために必要な要素を分解し、政

図1 OECD より良い暮らし指標（概念図）



出所：OECD (2011) , Figure 1.2, p.19

策などの重点分野を把握することを目的としていると言える。各種の幸福度指標をみることで、それぞれ幸福と持続可能性の関係をどのように捉えているかを知ることができる。以下では、欧米の幸福度指標の代表としてOECD、英国、アジアの幸福度指標の代表としてブータン、タイ、日本の5つの幸福度指標を比較してみたい。

(1) 欧米

OECDは創設50周年を記念した2011年のOECD閣僚理事会においてOECD版幸福度指標とされる「より良い暮らし指標 (BLI : Better Life Index)」を公表した。BLIの枠組みは図1で表現されるが、指標を設計する上で重要な論点として現在の幸福が将来的に持続可能かという点があるとし、現役世代の幸福と将来世代の幸福は分けて考えている。特に持続可能性の測定には経済、社会、環境面、そして人的な各種資源のストックの時間的变化を見る必要があるとしている。つまり今日ある資源を過剰に消費したり、不必要に投資することを避ける必要があるし、各種資源間のバランスを確認する必要が

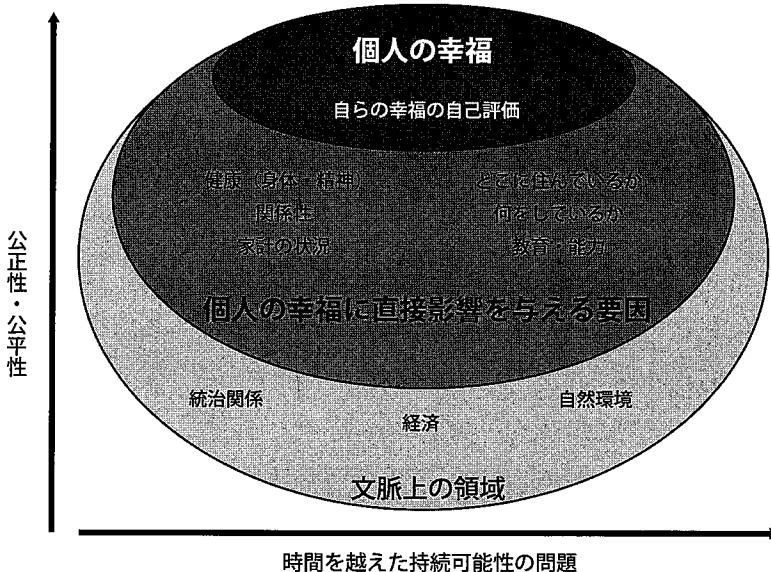
あるとする。したがって、幸福は個人や世帯の置かれている状況を見ているのに対して、持続可能性は社会システムの状態を見ていると言える。

一方、英国の幸福度指標は「国民幸福度指標 (National Well-being Index)」と呼ばれ、2010年12月にキャメロン首相が国家統計庁に検討を指示したものである。その後、2011年10月に大枠が示され、2012年7月に指標案が公表されている（図2）。持続可能性との関連では「自然環境」が掲げられ、CO₂排出量や再生可能エネルギー消費量などが指標として提案されている。しかし、持続可能な開発に関する指標化作業自体は環境・食料・農村地域省が別途、行っており、国家統計庁の報告でも経済・社会・環境の「トリプルボトムライン」から検討を重ねると指摘されている。基本的には現役世代の幸福の追求は将来世代の幸福を犠牲にしかねないという問題意識に基づいて指標の枠組みが検討されていると理解される。

(2) アジア

一方、アジアの幸福度指標をみると、持続可能性

図2 英国国民幸福度指標（概念図）



出所：UK ONS (2011) , Figure 1, p.2

を他の要素と並列に掲げている。アジアの中では幸福度指標はブータンが先行した。ブータンは1970年代に先代の第4代国王が「国民総生産（GNP）よりも国民総幸福度（GNH）を」と唱えており、2008年に制定された憲法にも国の政策の基本原理として「国家により、国民総幸福度の追求を可能とする要件の改善に務めなければならない」と明記され、幸福を重視した政策を推進している⁴。2008年からは具体的な指標化を進めている。この幸福度指標（国民総幸福度）では生活水準、健康、教育といった9つの柱が掲げられている。その中で注目されるのは、地域の活力、文化・生態系の多様性と回復力を柱に掲げている点である⁵。

タイでも2007～2011年の第10次経済社会開発計画において「幸福で平和で持続可能な発展」を目標に掲げ、それを計測するグリーン・幸福度指標を国家経済社会開発委員会が定めている。人びとの幸福を高める要素とし、経済力、健康など6つの項目を挙げている。その中に良質の環境や生態系といった「周囲の環境と生態系」と「暖かい家族」「活気のある地域社会」が含まれており、家族、社会、環境

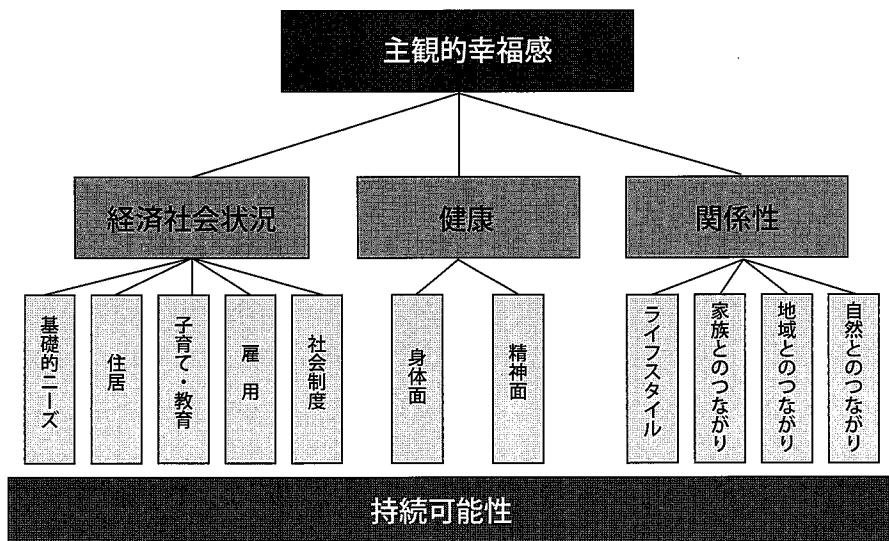
との関係性を重視していることが読み取れる。また、タイ国王が「足るを知る経済」を唱えているように、環境と幸福感はバランスしうるという考え方を指標は示している。

日本でも2010年に閣議決定された成長戦略に基づいて幸福度指標が検討され、2011年12月に試案が公表されている。日本の幸福度指標は図3の通り、経済社会状態、健康、関係性の3つの柱に持続可能性を加えた体系を取っており、欧米とアジアの両者を混合した形となっている。つまり、自然、家族、地域との関係性が深いほど、幸福を得られるとする一方、これまでの幸福度研究の成果からは、自然、天然資源、生物、地球環境などの維持が現役世代の幸福感にプラスかマイナスに影響を及ぼしているかは明らかではないが、少なくとも現役世代の幸福感が将来世代の幸福感の犠牲の下に進むのは望ましくないとして、「持続可能性」を別に立てる形をとっている。

持続可能な社会の実現に向けて

折しも経済開発協力機構（OECD）がインドで開催

図3 内閣府幸福度指標（概念図）



出所：内閣府幸福度研究会（2011），図表4, p.9

した国際会議で幸福度研究の大家である英国ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのリチャード・レイヤード教授は「幸福度は（持続可能性を含む）全てを包含する概念だ」と訴えた。そうした意味で幸福度を政策的に考えることは持続可能性を高める可能性が高い。特に自然、他者とバランスを取った状態こそを「幸福」と定義しているアジア型幸福感は今後、持続可能な社会を築いていく上でも大きな思想的概念、価値観となりうる。現在、ミレニアム開発目標（MDG）の改訂作業が国連で進められており、ブータンが主導して2015年以降の次期MDGに幸福度を盛り込むことが検討されている。時期を同じくして検討されている持続可能開発目標（SDG）指標とも統合化を図るべきとの意見も出ており、「幸せで持続可能な社会の実現」という社会モデルを提示していくことも視野に入っている。

ただし、これまでの幸福度研究の成果からも将来世代の幸福を高めることと現役世代の幸福を高めことが両立するかは示されていない、むしろ将来を悲観して現役世代の幸福度を下げる可能性が指摘できる。この点はこれから研究をさらに進めていく必要

がある分野である。将来世代に思いをはせることが幸福と感じられる社会、そうした未来が到来する必要がある。そのためには新たな社会モデルの提示による価値観（パラダイム）の転換が不可欠になっている。今日のように時間に追われ、他のことに思いを馳せる余裕がない生活様式自体を変えて行く必要があるのだろう。ブータンの国民総幸福度の柱に「時間の使い方」があるのはその観点で大変興味深い。■

《注》

- 1 ミレニアム開発目標（MDGs）とは、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の加盟国代表が21世紀の国際社会の目標として採択した国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。MDGsは、2015年までに達成すべきものとして、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及の達成、ジェンダー平等推進と女性の地位向上、乳幼児死亡率の削減、妊娠婦の健康の改善、HIV/エイズ・マラリア・その他の疾病の蔓延の防止、環境の持続可能性確保、開発のためのグローバルなパートナーシップの推進といった8つの目標を掲げている。

- 2 成果文章では8箇所で「幸福」が挙げられている。
- 3 統計的に有意ではないが、ボランティア活動などをしている人は幸福ではない（符号がマイナス）。
- 4 第9条2項。憲法前文においても「いついかなるときも……国民の一体感、幸福、健康及び福祉の発展は、我らにより誠実心をもって誓約され続ける」と幸福が掲げられている。
- 5 家族は「地域の活力」に含まれているが、これは都市化の途上にあり、家族は地域の中にいるからと思われる。

《参考文献》

- Anik, L., Aknin, L. B., Norton, M. I., & Dunn, E. W. (2010) . *Feeling Good about Giving: The Benefits (and Costs) of Self-Interested Charitable Behavior*. Harvard Business School Discussion Paper No. 10-012.
- Fowler, J.H., & Christakis, N. A. (2008) ,*Dynamic spread of happiness in a large social network: longitudinal analysis over 20 years in the Framingham Heart Study*. British Medical Journal.
- Hitokoto,H., Uchida, Y., Norasakkunkit, V., and Tanaka-Matsumi, J. (2009) , *Construction of the Interdependent Happiness Scale: Cross-Cultural and Cross-Generational Comparisons*, Association for Psychological Science 21st annual convention.
- Kasser, T. (2009) , “Psychological Need Satisfaction, Personal Well-being, and Ecological Sustainability”, *Ecopsychology* Vol.1, No.4.,175-180
- Lyubomirsky, S. (2007), “Investing in social connections,” *Chapter 5 in The How of Happiness: A practical guide to getting the life you want*. London: Sphere.
- Masuda, T., P. C. Ellsworth, B. Mesquita, J. Leu, S. Tanida, and E. Van de Veerdonk (2008), “Placing the Face in Context: Cultural Differences in the Perception of Facial Emotion,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 94, No.3, 365–381.
- Meier, S. & Stutzer, A. (2008) . “Is volunteering rewarding in itself ?” *Economica*, 75 (1) , 39-59.
- Organization for Economic and Cooperation Development (2011) , *How's Life?* .
- Oishi, S., E. Diner, E. Suh, and R. E. Lucas (1999) , “Value as a Moderator in Subjective Well-being”, *Journal of Personality* 67.
- Strange, T. and Batley, A. (2008) , *Sustainable Development: Linking Economy, Society, environment*, OECD Insights. OECD.
- United Nation (2011) , *Happiness: Towards a holistic approach to development*, A/65/L.86
- United Nation (2012) , *The Future We Want*, A/RES/66/288.
- UK Office for National Statistics (2011) , *Measuring National Well-being - Discussion paper on domains and measures*, dcp171766_240726, October 2011.
- UK Office for National Statistics (2012) , *Measuring National Well-being: Summary of Proposed Domains and Measures*, dcp171766_272242, July 2012.
- 環境と開発に関する世界委員会（1987）『地球の未来を守るために』福武書店。
- 竹橋洋毅（2011）「幸福感と環境配慮行動の関係性—JGSS-2008による分析—」日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集 11, JGSS Research Series No.8。
- 内閣府幸福度に関する研究会（2011）『幸福度指標試案』<http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.html> (2013年3月1日取得)
- 内閣府（2008）『消費者の意思決定行動に係わる経済実験の実施及び分析調査』。

包括的富指標と持続可能な発展

佐藤 正弘
京都大学経済研究所准教授

はじめに

富 (wealth)とは、国や地域に存在する有形無形の資産の集合である。この富に関して、近年、富の会計 (wealth accounting)と呼ばれる新たな社会会計の取り組みが行われている。その代表例が、世界銀行が1990年代から取り組む新たな国富の考え方、同じく世界銀行が進めるWAVES（富の会計と生態系評価）、そして、国連環境計画 (UNEP)と国連大学地球環境変化の人間・社会的侧面に関する国際研究計画 (UNU-IHDP) の包括的富指標 (Inclusive Wealth Index) である。

本稿では、このうち特に包括的富指標に焦点を当て、富の会計が持続可能な発展との関係で持つ意義や課題について論ずる。

さとう まさひろ

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程修了。経済学修士（ジョージタウン大学）、修士（学術）（東京大学）。専門分野は環境経済学、貿易論。2001年より内閣府経済財政担当、ジョージタウン大学経済学博士課程、慶應大学非常勤講師、金融庁課長補佐（排出量取引担当）等を経て2011年より現職。著作に、「自然資本論から見たグリーンエコノミー」『環境経済・政策研究 第5巻第1号』（環境経済・政策学会）、「新時代のマルチステークホルダー・プロセスとソーシャル・イノベーション」『季刊 政策・経営研究 2010 vol.3』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）など。

富の会計とは

アダム・スミスの國富論を持ち出すまでもなく、國富をどのように捉えるかは経済学の重大な論点の一つであった。それは社会会計の分野でも同様である。例えば、国民経済計算体系 (SNA) では、国民貸借対照表に記述される国民資産のうち金融資産を除いた正味資産を國富としている。

しかし、近年議論されている富の会計は、国民経済計算とは対照的な特徴をいくつか持っている。第1に、富の会計は、その名が示す通り、ストックである富とその変動の評価に主眼を置いている。それに対し国民経済計算は、ストックとフローの両面からマクロ経済を包括的・連続的に記述しつつも、その歴史の大部分は、フロー勘定、中でも生産や所得にかかる勘定体系（生産勘定や所得の分配・使用勘定）の開発に重点を置いてきた。その象徴が国内総生産 (GDP) である。

両者の力点の違いを生み出しているのは、国民経済計算の発展を促した社会背景と、富の会計の目的との違いである。それが第2の特徴である。国民経済計算が生産や所得にかかる勘定体系に力点を置いてきた理由は、20世紀以降の政府のマクロ経済政策を背景に、もっぱらそれが景気変動などマクロ経済の分析に用いられてきたからである。言うまでもなく、こうしたマクロ政策は、所得や消費の拡大を

通じて、国民の福祉 (well-being) を増大する構図を暗に想定している。

それに対して、富の会計の主要な目的は、世代を通じた福祉の維持、すなわち持続可能性の評価にある。福祉を時間軸で捉えた場合、関心の中心は消費から資産、つまり富に移る。一定の所得のもとでも、資産を取り崩せば消費を増やすことができるし、貯蓄を通じて資産を殖やせば消費は減る¹。逆に言えば、世代を通じて資産を維持することが、福祉の維持、つまり持続可能性の条件の一つになる。

第3に、富の会計では、資産の種類が国民経済計算より幅広い。先述のように、国民経済計算における国富は、国民貸借対照表上の正味資産のことであり、具体的には非金融資産と対外純資産の和である。非金融資産には、建物や機械などの有形生産資産、ソフトウェアなどの無形生産資産、土地や地下資源などの有形非生産資産が含まれる。それに対して富の会計には、知識やスキルといった人的資本や、生態系サービスの源泉としての自然資本など、国民経済計算にはない幅広い資本資産が含まれる。このように拡大された富を、包括的富 (inclusive wealth) という。

富の会計が富の範囲を拡大させた理由の一つは、福祉の捉え方そのものが広いという点が挙げられる。例えば、富の会計の理論的支柱の一つである Dasgupta (2001) では、市場財から得られる効用のみならず、健康や教育、個人が享受する権利、幸福感なども含む広い概念として福祉を捉えている。また、それに応じて、福祉を生み出す財的投入の基盤、つまり富も、製造資本から人的資本、自然資本にまで範囲を拡大させている。

もう一つの理由は、持続可能性との関係である。世代間衡平性の問題が顕著に現れるのは、異時点間での自然資源の配分である。しかし、森林の気候安定化や洪水防止機能、湿地の水質浄化機能、昆虫による花粉媒介といった、我々の生存に不可欠な重要な生態系サービスを生み出す生態系資産は、既存の国民会計の外側で急速に失われている。富の会計自体は、人的資本や社会関係資本も射程に入れ

た幅広い枠組みだが、先行事例のいずれもが、自然資本から出発しているのにはこうした背景もある。

ただし、国民経済計算と富の会計は、必ずしも対立する枠組みではない点に留意する必要がある。富の会計の構築のためには、当然のことながら製造資本の把握が不可欠である。また、環境・経済統合勘定の国際基準化など、国民会計の側でも自然資本を体系内に取り込む動きが進展しており、その意味でも、国民経済計算は富の会計の構築の前提となる。

包括的富指標の概要

包括的富指標は、UNEPとUNU-IHDPの共同報告書「包括的富報告書 (Inclusive Wealth Report)」で提示された中核的な指標である。同報告書は、2012年6月に、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) に合わせて2012年版が公表され、今後も隔年で、各国の包括的富や個別の資本の状況などが公表される。毎回、個別テーマについても掘り下げる予定しており、2012年版のテーマは自然資本であった。

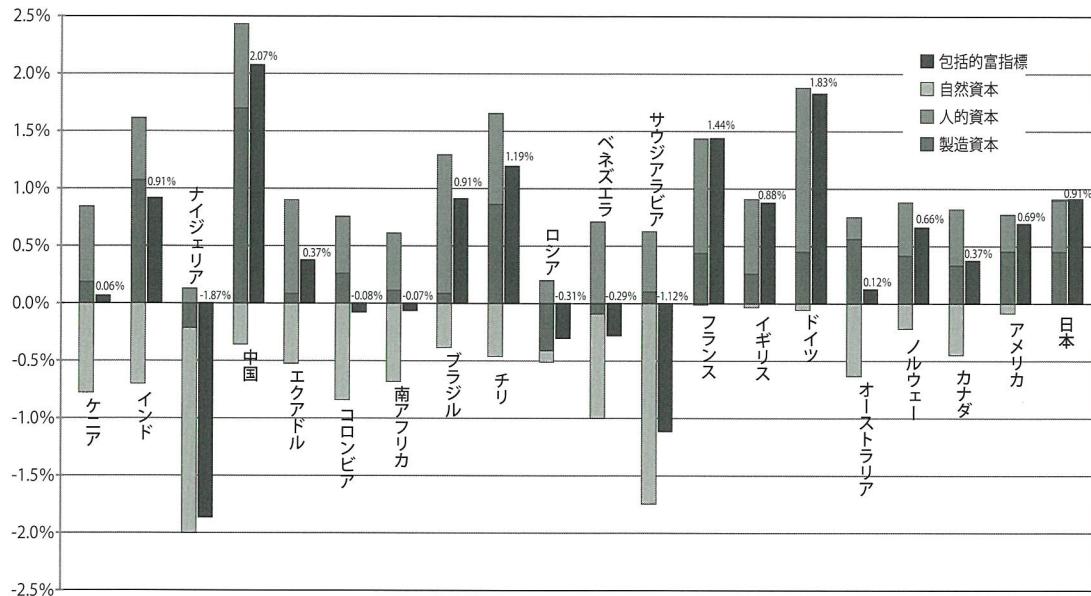
(1) 包括的富指標の理論

包括的富指標が、富の計測を通じて志向する最終目的は、人間の福祉の実現である。ただしその焦点は、異時点間ないし世代間での福祉の維持、つまり持続可能性の評価にある。

持続可能な発展の概念は1980年代を通じた政策的・学術的議論を経て、1987年に公表された国連環境と開発に関する委員会 (ブルントラント委員会) の報告書によって国際社会の共通認識としての地位を得た。同報告書では、持続可能な発展を「将来世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなしに、現在世代のニーズを満たすような発展」と定義している。

包括的富報告書では、上記の定義に基づき、持続可能な発展を「(世代間) 福祉が減少しないような社会発展のパターン」として定式化し、持続可能性を測る尺度として包括的富指標を提示した。その理論展

図1 1990-2008年における包括的富の平均伸び率（一人当たり）



出所：UNEP and UNE-IHDP.(2012)

開を概説すると、以下のようになる。まず、ある時点 t における各世代の福祉の集計値である世代間福祉 $V(t)$ は、資本資産ストックのベクトル $K(t) = \{K_1(t), \dots, K_n(t)\}$ と、政策や制度の状況などを表す M 、時点 t の関数として、以下のように表される。

$$V(t) = V(K(t), M, t)$$

また、 t 時点での包括的富 $W(t)$ は、以下の計算式によって与えられる。

$$W(t) = Q(t) + \sum_i P_i(t) K_i(t)$$

ただし、 $Q(t)$ は時間資産のシャドウプライス、 $P_i(t)$ は資本資産 $K_i(t)$ のシャドウプライスを示す。シャドウプライスは、各資産の社会的価値で、資産の限界的な変化がもたらす福祉の変化分として求められる。

この時、

$$dV(t)/dt = \sum_i P_i(t) dK_i(t)/dt + Q(t)$$

が成立することから、世代間福祉が一定期間中に増加することと、富が同期間に増加することとは同義となる。したがって、シャドウプライスで評価した富の変化分を推計すれば、当該集団が持続可能な軌道にあるか否かの評価をすることができる。言い換えば、各世代が、前の世代から受け継いだのと少なくとも同程度の富を後の世代に遺すことが、持続可

能な発展の要件となる。

(2) 包括的富の計測

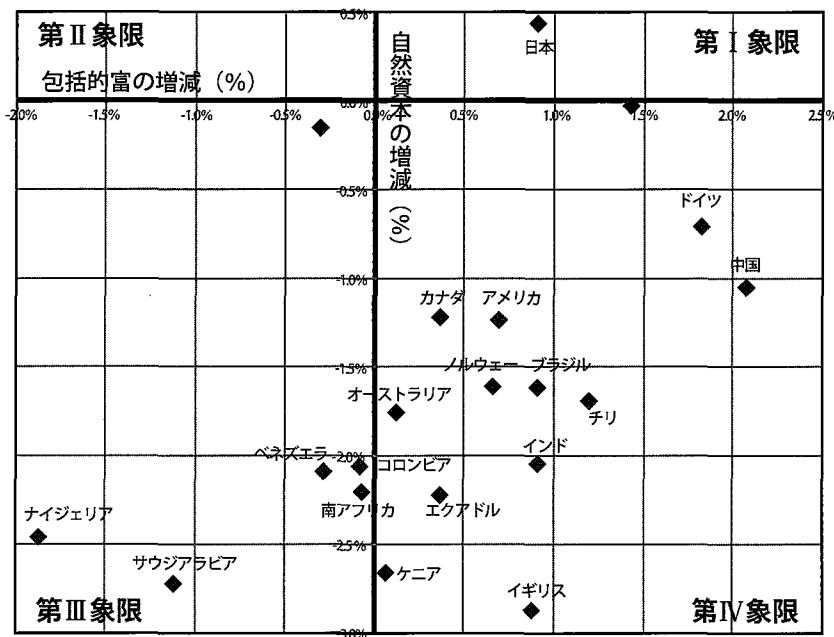
2012年版の包括的富報告書では、日本を含む20カ国を対象に、1990年から2008年までの製造資本、人的資本、自然資本のそれぞれのストックの社会的価値の推移を推計するとともに、これらの総計としての包括的富を算出した。

主な結果は、図1に示す通りである。期間中、20各国中6カ国で一人当たりの包括的富は減少しており、これらの国々が持続不可能な発展軌道にあることを示す。また、ほとんどの国で、人工資本（製造資本、人的資本）が増加したのに対し、自然資本は減少しており、自然資本の採取から得られた対価を人工資本に投資していることがわかる。さらに、ここでは解説しないが、個別の国ベースで見ると、包括的な資産ポートフォリオ・マネジメントの考え方に基づく様々な政策的含意が得られる。

包括的富指標の課題

包括的富指標は、これまで理論レベルで議論されて

図2 包括的富と自然資本の増減
(一人当たり、1990-2008年平均)



出所：UNEP and UNE-IHDP.(2012)

きた富の会計の概念を、現実の国家に当てはめ、実践的な会計枠組みとして提示したという意味で、非常に重要な試みである。しかし同時に、少なくとも現状では、様々な制約要因の中で種々の課題を抱えている。

(1) シャドウプライスと生態系サービスの扱い

完全競争市場で外部性が存在しないなどの特定の状況においては、市場価格はシャドウプライスに一致する。しかし、大きな外部性が存在する場合などは、市場価格をそのままシャドウプライスの推計に用いることは適切ではないし、そもそも取引市場自体が存在しない場合もある。

報告書で自然資本として計上されたのは、耕作地、牧草地、森林資源（木材及び非木材資源）、漁業資源、化石燃料、鉱物であった。これらの資本は、資本自体または資本から生み出される財が市場で取引されており、報告書でも市場価格に基づいて推計したレントをシャドウプライスとして用いている。

一方、生存に不可欠な重要な生態系サービスには取引市場が存在しない。これらはSNAの生産境界

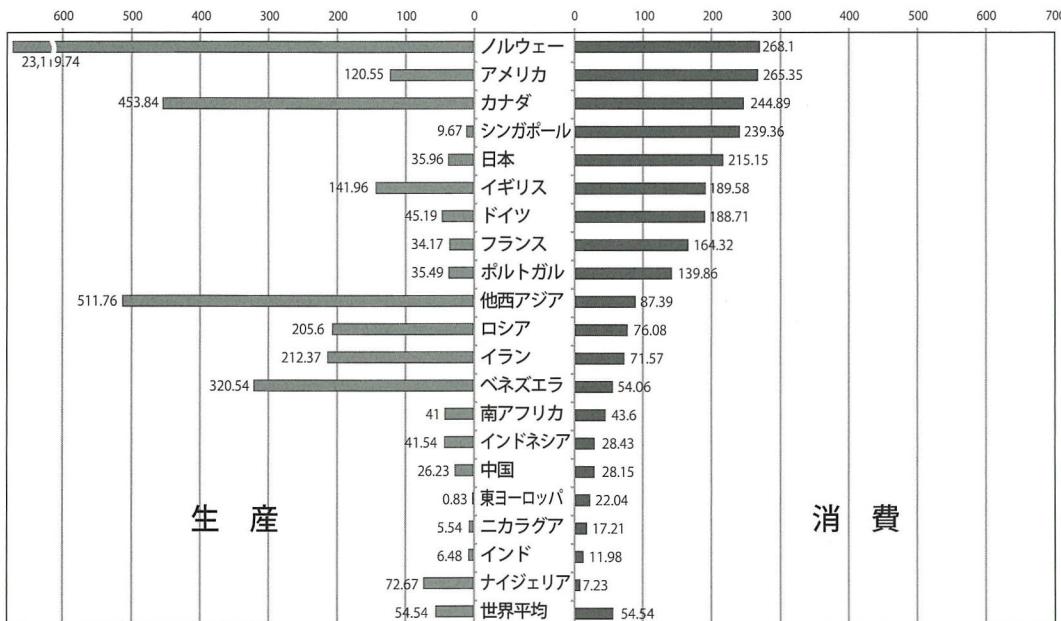
の外側にあることから、これまで国民会計の体系にも組み込まれてこなかったが、残念ながら、今回の包括的富報告書でも、こうしたサービスを提供する生態系資産の価値は計上されていない。

今後は、環境・経済統合勘定の実験的生態系勘定なども参考に、生態系サービスと生態系資産の包括的な物量把握と価値評価が進展し、富の会計にも成果が反映されることが期待される。

(2) 資本の代替性と生態系の臨界性

持続可能性の評価をめぐっては、資本の代替性に関連して二つの見解が対立してきた。弱持続可能性の考え方とは、人工資本と自然資本の間に代替関係を認め、総資本の非減少を持続可能性の要件とする。この場合、富の総量を各資本の線形指數として表すことができるため、統合指標で持続可能性を評価できるという利点もある²。一方、強持続可能性の立場は、ある種の自然資本については、人工資本との代替が不可能で、特に生態系の場合、一定規模を下回ると不可逆的に崩壊する恐れもあるため、独立してそれ

図3 生産及び消費において使用している一人当たりの自然資源の価値 (USドル)



出所：Atkinson et al.(2012)

自体を維持する必要があると主張する。このような自然資本を、Pearce (1994) などは臨界自然資本 (critical natural capital) と呼んだ。理論上、臨界性はシャドウプライスに反映されるとの主張もあるが、先述のように、実際の推計には課題も多い。したがって、統合指標のみから持続可能性を判断することは適切ではない。

包括的富報告書では、資本間の代替性の限界を認め、富全体のほか、各資本の増減も同時に捕捉している。とはいっても、ほとんどの生態系について、臨界点の定量把握は困難であり、したがって臨界性が明示的に富の会計に反映されているわけではない。

(3) 国際貿易の扱い

生産と消費がグローバル化した現状を踏まれば、国際貿易と国富との関係の問題は避けて通れない。たとえば、報告書の5章でAtkinson (2012) などが指摘しているように、計測対象となった20カ国の中、日本は、自然資本を増加させながら、同時に包括的富の増加を達成した唯一の国である(図2)。しかし、消費ベース、すなわち、国内で消費された財の生

産に国外で用いられた資源も含めた量で見ると、日本の一人当たりの資源利用量は国内資源の採取量を大幅に上回っている(図3)。もちろん、資源産出国は、採取によって得た対価を新たな資本投資に向けることができるし、消費国も、産出国への支払い分だけ国内での資本投資等を諦めるという形で費用を負担している。しかし、オープンアクセスによる過剰採取リスクが存在する場合や、資源採取によって公共財的な生態系サービスが失われた場合などは、消費国は産出国が失う自然資源の真の価値を完全に補償していないことになる(Atkinson et al [2012])。

(4) 対象集団の範囲と特性

持続可能な発展において衡平性を図る対象は“世代”という集団の福祉である。しかしこれは一体どのような集団なのか。地域か、国レベルか、あるいは世界全体なのか。また、世代の福祉とは、集団を構成する個人的福祉の総和や平均水準なのか、あるいは、何らかの分布特性を加味したものであるべきなのか。

包括的富の理論自体からは、これらの問への答えは導かれない。しかし、こと持続可能な発展という目標

の現実に照らした場合、指標の対象とする集団の範囲と特性は、一定の焦点を持つべきと考える。実際、持続可能性の概念を通じて国際社会が問題にしているのは、世代間衡平性一般の議論ではない。とりわけ、深刻化する気候変動や生態系の破壊の影響を最も受けるのは、自然資本に生活を依存する途上国の脆弱な社会層である。干ばつなどに起因する飢餓は人々の命を奪い、栄養不良が人的資本の形成に重大な損害を与える。海面上昇は島嶼国や沿岸部の住民から土地を奪い、大量の死者や難民、民族のアイデンティティや文化の喪失を招く。感染症、山火事、台風の被害を最も如実に受けるのも、対抗手段を持ち合わせない脆弱な社会層である。国際社会が持続可能な発展という旗印のもと真に取り組むべきは、これらの社会層が環境との関係で直面する危機であろう。

持続可能な発展を福祉の非減少として抽象化して捉え直す行為は、こうした現実の課題を捨象する危うさがある。例えば、先進国一国が指標上は持続可能と判断されても、先述のような国外の資源消費やCO₂排出を通して、指標の範囲外にいる途上国の脆弱な社会層を危機に陥れているとしたら、そこに何の意味があるのかは疑問である。何らかの形で、これらの社会層を対象集団に含めたとしても、世代という集団の福祉をどのように設定すべきか、という問題が残る。たとえ個人福祉の総計や平均水準を維持できたとしても、これらの社会層の課題が解決しないのであれば、持続可能な発展が達成されたと評価されるべきなのか。

理論に即して言えば、分布特性は各世代における福祉の集計方法で表現され、それは各資本のシャドウプライスを通じて富の価値にも現れる。しかし、実際の指標では市場価格が用いられる場合が多く、事実上、分布特性は考慮されていない。また、理論上は、資本資産Kが真に包括的なリストであれば、富の増減は世代間福祉の増減に等しいことになるが、実際には、データの制約などからリストの包括性を確保することは困難である。そこで、次善の策として、シャドウプライスの大きい資本、つまり福祉に重大な影響を与える

資本から優先的に富に含めることも考えられるが、上記の理由から、価格に分布特性は考慮されない。

以上を考え合わせると、この指標の枠組みで分布特性を加味しようとすれば、意図的に資本選択を工夫することが一つの解決策となる。つまり、それが失われることによって、脆弱な社会層の福祉に重大な悪影響を与えるおそれのある資本や、彼らの潜在能力を高める資本を優先的に富に含むのである。

おわりに

以上、様々な課題に触れてきたが、包括的富指標が、所得ベースの政策運営から富ベースの政策運営に視点を移す重要な試みの一つであることは間違いない。この指標が、瞬間瞬間に生み出すモノの多さではなく、「過去から何を受け継ぎ、未来に何を引き継いでいくのか」を問う、真に持続可能な社会づくりへの第一歩となることを期待している。■

《参考文献》

- Stiglitz, J., A. Sen, and J.-P. Fitoussi, 2009, *Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress*, http://www.stiglitz-sen-fitoussi.fr/report_anglais.pdf
- Atkinson, G., M. Agarwala, and P. Munoz, 2012, Are national economies (virtually) sustainable?: an empirical analysis of natural assets in international trade, in UNEP and UNU-IHDP (2012) .
- Dasgupta, P., 2001, *Human Well-Being and the Natural Environment*, New York: Oxford University Press Inc.
- Pearce D., G. Atkinson, and W. Dubourg (1994) , The economics of sustainable development, Annual Review of Energy and Environment 19, pp.457-474.
- UNEP and UNU-IHDP, 2012, *Inclusive Wealth Report 2012: Measuring Progress toward Sustainability*, Cambridge: Cambridge University Press.

《注》

- 1 Stiglitz et al (2009) , p.29.
2 Dasgupta (2001) , p.141.

連合のワーカーズキャピタル 責任投資の取り組み

伊藤 彰久

日本労働組合総連合会 生活福祉局長

はじめに

連合は、「ワーカーズキャピタル責任投資」の運動に取り組んでいる。1990年代後半から、年金基金などの運用を通して企業行動や金融市場に一定の規律をもたらす国際労働運動の取り組みに参加してきたが、投資ファンドが関与する企業合併や買収が増加した。労働者自身が拠出した資金が投資ファンドを経由して、労働者の雇用や労働条件に悪影響を及ぼすことがないよう、社会的責任投資（以下「SRI」という）の重要性を認識し、取り組みを強めた。2010～2011年度の運動方針に年金基金におけるSRIの実施を盛り込んだ。各組織では一部で取り組みが進展しているものの、広範な取り組みには至っているとは言い難い。連合のワーカーズキャピタル責任投資の思想とその普及に向けた課題について論じることとした。

国際労働運動における SRI の取り組み

SRIの歴史は、1920年代に米国においてキリスト教会の資金運用にさかのばるとされる¹。1970年代には公民権運動や反戦運動、反アパルトヘイトなど社会運動の一環として企業に社会的責任を求める手段として活用されてきた。1990年代に入ると、米国では企業に社会的責任を求める市民の意識の広がりを背景に、運用成績とリスクマネジメントの観

点から機関投資家が積極的にSRIに参加した。欧洲では、1990年代後半以降、政府の積極的関与により法律の整備を含めたSRIの制度化が進められていった。背景には、グローバリゼーションによる負の側面の解決、環境問題など持続可能な発展の要請が高まつたことが指摘される。

国際社会では、1972年に設立された国連環境計画を金融面で実現するための金融機関等によるパートナーシップとして、「国連環境計画・金融インシアティブ」が1992年に設立されるなど、環境と持続可能性に配慮した事業に対する認識が広まっていった。1999年には「世界経済フォーラム」においてアン国連事務総長が、人権、労働、環境に関する9原則からなる企業の自主行動原則「グローバルコンパクト」を提唱。2000年にはOECDの多国籍企業行動基準に、持続的発展に向けた社会的・環境的課題に関する項目の追加が行われた。

投資ファンドによる M&A の増加と 国際労働運動の取り組み

国際労働運動では、年金や退職金の積立金は労働者の資産であり、それらが労働権に反する企業への投資や、投資ファンドを経由して雇用や労働条件に悪影響を及ぼすべきでないと考えから、1990年代から資金の運用を通じて企業行動や金融市場に一定の規律をもたらす取り組みが進められてきた。

1999年には当時のICFTUを中心に「ワーカーズキャピタル委員会」(CWC)が設置された。連合は当初から同会議に参加し、国際的な動向の把握に努めてきた。

2000年前後から企業の合併や買収などのM&Aが世界的に拡がり、投資ファンドが関与するM&Aが雇用や労働条件に深刻な影響を与えた。投資ファンデの匿名性の高さは団体交渉当事者の把握や団体交渉による解決を困難にし、運用実績や資金規模などの情報把握も困難にした。株主配当至上主義による企業行動により被買収企業の大規模なリストラが行われ、国際労働運動は危機感を強め取り組みを進めた。OECD-TUACが2007年、プライベートエクイティファンドの透明性と税に関する新たな国際的規制の制定を求める声明を発表し、ITUCや国際産別でも投資ファンドへの対応方針やガイドラインが策定された。

国連「責任投資原則」の策定

投資ファンドによる経済及び雇用労働への悪影響が広がる中、国連は2007年、ナン事務総長の下で「責任投資原則」(PRI)を策定した。「国連環境計画・金融イニシアティブ」と国連「グローバルコンパクト」の呼びかけにより、投資家のために策定された原則であり、「環境」「社会」「コーポレートガバナンス」への配慮を投資機関に求めるものである。その目的は、投資決定に環境・社会・企業統治(ESG)の課題を組み入れることで、よりよい長期的投資リターンと持続可能な市場を達成するための枠組みを提供することとされる。資産所有者、運用管理者、サービス提供者が署名できるが、法的な規制や罰則は伴わず、署名者の行動は様々なステークホルダーが監視することとなる。

連合の投資ファンド問題への対応

連合加盟組合でも2004年、経営権を得た投資

ファンドによる不当労働行為に直面した。労働争議となり、連合構成組織と地方連合会を挙げて、当該の構成組織及び労働組合を全面支援した。労働委員会での闘争を進めるとともに、関係議員による国会質問などの取り組みを展開した。争議は2005年に解決したが、政策的対応の必要性を強く認識し、企業統治や企業買収に関する規律など企業法制の整備、投資ファンドの透明性や情報開示の徹底、課税のあり方、使用者性、国際的な規制のあり方等の考え方を策定した(「ヘッジファンド、PEファンド等に関する政策的課題と対応の考え方」2007.9.13第25回中央執行委員会確認)。

そこでは、年金積立金等が一部の投資ファンドを経由して、結果として雇用を不安定にし、労働条件を劣悪にする一因となっていることを問題視した。さらに検討を進め、第16回中央執行委員会(2009.1.22)で策定した「企業法制及び投資ファンド規制に関する連合の考え方」の中で、「公的年金及び企業年金の運用主体は、企業の社会的責任を促進し、企業買収における被買収企業の労働者を保護するため、国連『責任投資原則』を踏まえ、運用方針に『環境、社会(労働)、コーポレートガバナンス』を盛り込む」とを確認した。

連合のワーカーズキャピタル責任投資の運動

連合は、構成組織、単組レベルでの実践を含む労働運動としてワーカーズキャピタル責任投資を位置づけるため、2009年10月の第11回定期大会で、「公正・公平な市場ルールを確立するため『ワーカーズキャピタル』の運用に対する労働組合の影響力を強化し、連合『社会的年金積立金運用ガイドライン』を(仮称)を策定する」ことを2010～2011年度運動方針として確認した。

これを踏まえ、企業年金、公的年金、その他の労働者による拠出金のSRIの取り組みを進めるため、同年12月に「ワーカーズキャピタルPT」を設置した。構成組織、全労済、労働金庫、労働者の立場から企業

年金等のアドバイスを行う「NPO法人金融・年金問題教育普及ネットワーク」などの参加を得て、「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定した（第15回中央執行委員会[2010年12月]確認）。

ガイドラインを踏まえた取り組みを普及させるため、連合本部に「ワーカーズキャピタル責任投資推進協議会」を2011年3月に設置し、構成組織や全労済、労働金庫などがSRIの動向の把握、各組織間の情報の交換や共有などを継続的に行っている。

「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」の内容

ガイドラインでは、「ワーカーズキャピタル」と「責任投資」を、「年金基金など、労働者が拠出した、ないしは労働者のために拠出された基金」、「ワーカーズキャピタルの投資判断に際し、財務的因素に加えて、『ESG（環境、社会、コーポレートガバナンス）』といった非財務的因素を考慮すること、および、株主あるいは資産所有者としての権限行使すること」と定義した。非財務的因素については、国連責任投資原則に準拠しESGに関する項目を例示列挙している。

基本理念及び労働者及び労働組合に求める行動指針は次表のとおりである。

基本理念

- ①投資判断への非財務的因素の考慮
- ②労働者（労働組合）の権利保護の考慮
- ③過度に短期的な利益追求を助長させる行動の排除
と中長期的かつ安定的な収益確保
- ④運用における透明性の確保
- ⑤経営陣との対話や株主議決権行使などの適正な株主行動の履行
- ⑥運用受託機関への責任投資の実施要請などを通じた責任投資のメインストリーム化

労働者（労働組合）の行動指針

- ①ワーカーズキャピタルの所有者としての責任と権限を認識し、運用方針の決定に参画すること
- ②事業主との対話を通じた投資手法の決定
- ③運用受託機関の選定への参画
- ④過度に短期的な利益追求を助長しないための運用の監視
- ⑤年金基金運用における中長期的な安定収益の確保を基本とした運用を求めるこ
- ⑥基本理念⑤に掲げる行動の実践または運用受託機関への株主等としての行動の要請を行うこと
- ⑦運用方針、責任投資の手法等の公表を通じた労働者（労働組合）間の連帯の確保

ガイドラインは、①労働組合だけでなく組合員を含む労働者一般が取るべき行動を指示していること、②投機マネーの暴走に加担しないよう期待収益のあり方に言及していること、③企業に求める行動規範を逸脱している企業に対し、経営陣との対話や議決権の行使を重視している点で、非常に野心的な内容となっている。

なお、投資判断に組み込む非財務的因素としてのESGについては、国際条約や雇用労働に関する基準を例示するにとどめている。投資手法についても、問題のある企業を投資対象から外すネガティブスクリーニング、評価した産業や企業を投資対象に組み入れるポジティブスクリーニング、特定の社会の改善を目的としたコミュニティ投資などの方法を例示している。また、「非財務的因素の考慮」と「中長期的かつ安定的な収益確保」の調和と合わせて、労働組合が事業主や基金との対話を通じて主体的に賢明な決定をすることを求めている。

地方公務員共済年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の導入

ガイドライン策定の検討に参画した構成組織等の

間では、ワーカーズキャピタル責任投資の具体的取り組みも進んだ。公務員共済の長期給付（年金）の積立金運用にあたり、地方公務員共済組合連合会が「企業の社会的責任への取組みや、社会的な課題解決への関わり（主としてESG）にも着目して企業に投資し、収益を追求する」ことを決め、2010年度よりSRIを導入している。また、全国市町村職員共済組合連合会は2012年度より、国内株式パッシブ運用においてESGベンチマークを採用している。

公務員共済においてSRIの導入が実現した背景には、共済組合のガバナンス体制の特徴が揚げられる。資産の管理や積立金に関する事項を含む定款の決定を行う機関（全国市町村職員共済組合連合会では総会、地方公務員共済組合連合会では運営審議会）の構成員と役員について、地方公務員等共済組合法の規定により、職員を代表する者の参画が保障されている。自治労、日教組などから代表が参画し、ワーカーズキャピタル責任投資の導入に影響力を及ぼしたことで実現した結果である。

また、同共済のステークホルダーは専ら地方公務員であり、運用資産の対象からほぼ隔絶されているため、考慮する非財務的要素の設定において利害の錯そうが生じにくいという点も背景として考えられる。

労働者自主福祉事業におけるワーカーズキャピタル責任投資の導入

全国の労働金庫の資金運用業務等を担っている労働金庫連合会は2010年4月、「労金連のSRI（社会的責任投資）原則」を施行した。「労働者の経済的地位の向上に資すること」が労働金庫法の大目的に掲げられているとおり、勤労者に生活資金を供給する活動そのものが社会的責任の実践に他ならない。同連合会によるSRIの導入は、同連合会が「ワーカーズキャピタルPT」にオブザーバー参加していたこと、全労金による働きかけがあつたこと、さらに、社会的役割を果たす労働金庫の精神によるものということができるよう。

企業年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の課題

企業年金の分野、また、厚生年金及び国民年金の積立金運用等を担う年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という）においては、SRIの導入は欧米に比べ著しく遅れている。

企業年金でSRIの導入が進まない理由の一つは、労働組合が企業年金に対するガバナンス機能の発揮に積極的になれないことである。ガバナンスの発揮で生ずる受託者責任に不安を感じる声が聞かれるのが現実である。多くの労働組合の執行部では、執行部の専従役員の削減などで金融の専門知識を身に着けるのは困難な状況にある。連合は、企業年金の資産運用委員会への参画などを労働組合に求めている。必ずしも専門知識をもって対話に望む必要性はないが、「NPO法人金融・年金問題教育普及ネットワーク」等の専門家の力を借りることも必要となろう。

連合のガイドライン公表以来、ファンドの組成会社や企業年金の受託会社、インデックス会社などが労働組合の意向に強い関心を示している。手軽な資産配分先となり得る「企業年金向けのSRIファンド」や指標の開発は、労働組合、金融会社双方の希望するところのようにも見える。しかし、連合のワーカーズキャピタル責任投資の取り組みは、単にSRIファンドに積立金をスイッチすればよいというものではない。何を社会における価値として認め、何を是正していくのかを各組織において問いかねることが第一歩であり、それを実現するには企業との対話が不可欠であることを忘れてはならない。

また、日本の労働組合の特徴である企業別組織の性格が、SRIの具体的な検討に影響を及ぼす可能性も考えられる。現在労働組合員数の9割は企業別労働組合に加入している²。また、企業年金をもつのは伝統的な大企業が中心である³。環境に関する非財務的要素の決定にあたり、自社の資金調達に影響

を及ぼす懸念があれば困難な議論も予想される。このような場合、社会、コーポレートガバナンスの分野からスクリーニングをしていく方法も考えられよう。

公的年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の課題

連合は、公的年金へのワーカーズキャピタル責任投資の導入も視野に入れており、その検討を政府及びGPIFに対して求めている。一方で、積立度合の引き下げ、市場運用の縮小、元本確保の安定運用も求めている。これら連合の公的年金積立金に関する議論を踏まえ、公的年金におけるSRIの導入の課題を整理する。

厚生年金制度は労働者年金保険法を含め当初完全積立方式とされたが³、1954年の厚生年金保険法の全面改正で、保険料率の引き上げに対する労使の反対を踏まえ賦課方式に転換した⁴。高齢化の急速な進展に伴い給付が急激に増加する一方、現役労働者は賃金水準が低下し保険料負担能力は低下している。年金財政の基盤が不安定となる中で安定的な給付を続けるため、外国の積立度合を参考に積立金を保険料率の上昇抑制に活用すべきと考えている。

一方、国民年金の第1号被保険者に占める労働者の割合は常用雇用と臨時・パートを合わせ36%(2011年)を占めている⁵。同保険料の納付率は低下の一途をたどっている⁶。特にこれら労働者の保険料納付状況が自営業者や家族従業者に比べ著しく悪い⁷状況からは、日々の暮らしで精いっぱいのワーキングプアの暮らししぶりがうかがえる。現役時代の不安定雇用、低賃金が老後の低年金無年金につながる「格差の固定」は公正な社会に反するため、連合は基礎年金の全額税方式化を主張している。全額税方式となれば国民年金の積立金は不要になる。

このような公的年金制度を指向し、連合は、積立金を必要以上に保有せず、かつ、安定的な制度するために、積立度合を高齢化のピーク時で1年分程度とすることを主張してきている。また、債券運用を中心

とした元本確保、安定運用を基本とすること、若者などの自己啓発費用等被保険者に対する還元融資の創設による市場運用枠の縮小を求めていている。運用のあり方は、積立金全額を非市場性国債で運用する米国「社会保障年金」を参考にしている。米国では、市場へのインパクトの回避、市場運用による資産減少の回避、政府による民間企業への関与の回避などの理由から、市場運用が行われていない⁸。

GPIFは運用資産113兆6000億円余(2011年度末)の約9割を市場で運用⁹する、世界最大の機関投資家である。国債に切り替えていくには市場へのインパクトを抑えることが不可欠となる。そのため、ワーカーズキャピタル責任投資を導入しつつ、金融市場の安定化や企業行動の健全化を図りつつ、国債へのシフトを追求していくべきと考える。その際、いわゆる「社保庁問題」でクローズアップされた年金積立金の使途と受託者責任の範囲を含めて、法制上の対応や解釈を再整理する必要があると考える。

おわりに

企業が自然人と同じ道徳的な存在であるという考え方には、法律や規制を制定する取り組みから人々の関心をそらせてしまう。人々は企業への評価を忘れやすく、消費者や投資家の行動変容は期待できない。企業に社会的責任を求める取り組みより、民主主義という権力で法律や規制によって社会的コストを下げるべきとする考え方もある¹⁰。企業行動の変容を期待するには、私たち自身が投資家としての行動と消費者としての行動を整合させていく必要がある。東日本大震災の被災地に対するコミュニティ投資なども検討に値しよう。ワーカーズキャピタル責任投資を単なる金融会社のビジネスチャンスの創造に終わらせないよう、労働組合は社会的公正を実現していくため取り組みを続けていかなければならない。■

《注》

- 1 谷本寛治（2003）「SRI 社会的責任投資入門」日本経済新聞社。
- 2 厚生労働省「平成 24 年労働組合基礎調査報告」において企業規模「その他」を除いた労働組合員数の割合は 89.8%。
- 3 人事院（2012）「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」第 4 表で「企業年金制度がある」は 1000 人以上で 88.1%に対し 50 人以上 100 人未満は 42.8%。
- 4 吉原健二（2004）「わが国の公的年金制度 その生き立ちと歩み」中央法規。
- 5 厚生労働省「平成 23 年国民年金被保険者実態調査結果の概要」。
- 6 厚生労働省「平成 23 年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」資料 2。
- 7 厚生労働省「平成 23 年国民年金被保険者実態調査結果の概要」によると、完納者の割合は自営業者 57.3%に対し常用雇用 41.4%、臨時・パート 31.4%。
- 8 渡辺由美子（2009）「米国における公的年金の資産運用について」『年金と経済』財団法人年金ニアプラン総合研究機構。
- 9 年金積立金管理運用独立行政法人「平成 23 年度業務概況書」において平成 23 年度末資産構成割合は財投債を除いて 88.18%。
- 10 ロバート・B・ライシュ（2008）「暴走する資本主義」東洋経済新報社。

